

令和 6 年度第 2 回羅臼町ゼロカーボン推進協議会 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニングについて

目次	ページ番号
1.国/道の環境配慮基準	p.1-2
2.羅臼町のエリア設定の方針について	p.3-8
3.羅臼町の環境配慮事項	p.9-10
4.参考資料	p.11-21

基礎地盤コンサルタンツ株式会社
2024年12月

1.国/道の環境配慮基準

国/道の環境配慮基準

- 国の環境配慮基準（促進区域設定に係る環境省令）、道の環境配慮基準（令和6年11月策定）をもとにエリア設定の方針を検討

国の環境配慮基準

国が定める環境保全に係る基準
（促進区域設定に係る環境省令）

- ✓ 根拠法令：地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項
- ✓ 区分
 - ✓ 国Ⅰ：促進区域に含めない区域
 - ✓ 国Ⅱ：促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項
 - ✓ 国Ⅲ：その他市町村が考慮すべき事項について

道の環境配慮基準

北海道 地域脱炭素化促進事業の
促進区域の設定に関する環境配慮基準

- ✓ 策定：令和6年11月
- ✓ 区分
 - ✓ 道Ⅰ：促進区域に含めることが適切でないと認められる区域
 - ✓ 道Ⅱ：促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）
 - ✓ 道Ⅲ：とくに考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方
- ✓ 対象としない施設
 - ✓ 太陽光発電施設のうち、最大発電量が 10 kW未満で、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
 - ✓ 太陽熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
 - ✓ 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの

2. 羅臼町のエリア設定の方針について

羅臼町 ゾーニングにあたっての基本的な考え方

羅臼町の基本的な考え方

地域資源を最大限に活用した再エネ導入と自然環境保全の両立

方針①

既存施設（温泉井・温泉水送水管、建物、町有未利用地等）の最大限活用

- ✓ 地域資源である既存の温泉井、温泉水送水管、建物、町有未利用地等を最大限活用することで、森林伐採を伴う新規の開発を抑制する

→ 促進エリアには既存施設や既に関発が行われている土地のみを設定

方針②

世界自然遺産地域の保全、希少猛禽類、河川環境、景観の保全

- ✓ 世界自然遺産地域の保全に加え、希少な猛禽類や河川環境、景観など、羅臼町の豊かな自然環境を保全する

→ 世界自然遺産地域は保全エリアと設定し、その他の地域についても環境配慮事項を付与することで個別に対応

促進エリア設定の方針

促進エリア

- 活用が可能な既存施設（温泉井、温泉水送水管、建物、町有未利用地）を促進エリアに設定

エリアの種類

「促進エリア」

再エネポテンシャルがあり、自然・社会環境への配慮事項も少なく、積極的な導入を検討するエリア

「事業可能性エリア」

再エネ設備の立地に対して、地形的な立地条件が比較的良く、再エネポテンシャルがあるエリア

「調整エリア」

再エネ設備の立地に各種制約があるエリア
自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ
地域関係者や関係機関との調整が必要

「保全エリア」

法令等の指定から再エネ設備の立地が困難、または
重大な環境影響や災害発生が懸念されるなど、
環境保全を優先し、導入を抑制するエリア

促進エリア設定の方針

太陽光（小規模）	既存建物の屋根上（建物系）を <u>促進エリアに設定</u>
太陽光（中・大規模）	漁港などの屋根上や町有未利用地を <u>促進エリアに設定</u>
風力（小型）	促進エリアは設定しない
水力（小水力）	促進エリアは設定しない
地熱（バイナリー）	促進エリアは設定しない
地熱（フラッシュ）	促進エリアは設定しない
再エネ熱（温泉熱）	既存温泉水送水管の周辺を <u>促進エリアに設定</u>

事業可能性エリア設定の方針

事業可能性エリア

- 自然・社会環境へ配慮すべき事項があるエリアのうち、REPOSやNEDOで再エネポテンシャルが確認されるエリアを事業可能性エリアに設定

エリアの種類

「促進エリア」

再エネポテンシャルがあり、自然・社会環境への配慮事項も少なく、積極的な導入を検討するエリア

「事業可能性エリア」

再エネ設備の立地に対して、地形的な立地条件が比較的良く、再エネポテンシャルがあるエリア

「調整エリア」

再エネ設備の立地に各種制約があるエリア
自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ
地域関係者や関係機関との調整が必要

「保全エリア」

法令等の指定から再エネ設備の立地が困難、または重大な環境影響や災害発生が懸念されるなど、環境保全を優先し、導入を抑制するエリア

事業可能性エリア設定の方針

太陽光（小規模）	調整エリアのうち、REPOSでポテンシャルが確認されるエリア、 <u>活用が可能な町有未利用地を事業可能性エリアに設定</u>
太陽光（中・大規模）	
風力（小型）	調整エリアのうち、NEDO風況マップで年平均風況5.0m/s以上が確認されるエリアを <u>事業可能性エリアに設定</u>
水力（小水力）	調整エリアのうち、REPOSでポテンシャルが確認されるエリアを <u>事業可能性エリアに設定</u>
地熱（バイナリー）	調整エリアのうち、北海道地熱資源量図でポテンシャルが確認されるエリア、 <u>活用が可能な町有未利用地を事業可能性エリアに設定</u>
地熱（フラッシュ）	
再エネ熱（温泉熱）	—

調整エリア設定の方針

調整エリア

- 自然・社会環境へ配慮すべき事項があるエリアを調整エリアに設定（環境配慮事項の遵守が必須）

エリアの種類

「促進エリア」

再エネポテンシャルがあり、自然・社会環境への配慮事項も少なく、**積極的な導入を検討するエリア**

「事業可能性エリア」

再エネ設備の立地に対して、地形的な立地条件が比較的良く、**再エネポテンシャルがあるエリア**

「調整エリア」

再エネ設備の立地に**各種制約があるエリア**
自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ
地域関係者や関係機関との調整が必要

「保全エリア」

法令等の指定から再エネ設備の立地が困難、または
重大な環境影響や災害発生が懸念されるなど、
環境保全を優先し、**導入を抑制するエリア**

調整エリア設定の方針

太陽光（小規模）	・国基準で「考慮が必要な区域」「考慮することが望ましい事項」とされている区域のうち、保全エリアでない区域 ・道基準で「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」、「考慮対象事項」とされている区域のうち、保全エリアでない区域 上記の区域を、 調整エリアに設定
太陽光（中・大規模）	
風力（小型）	
水力（小水力）	
地熱（バイナリー）	
地熱（フラッシュ）	
再エネ熱（温泉熱）	

保全エリア設定の方針

保全エリア

- 世界自然遺産、災害リスクの高いエリア、自然・景観を特に保全すべきエリアを保全エリアに設定

エリアの種類

「促進エリア」

再エネポテンシャルがあり、自然・社会環境への配慮事項も少なく、**積極的な導入を検討するエリア**

「事業可能性エリア」

再エネ設備の立地に対して、地形的な立地条件が比較的良く、**再エネポテンシャルがあるエリア**

「調整エリア」

再エネ設備の立地に**各種制約があるエリア**
自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ
地域関係者や関係機関との調整が必要

「保全エリア」

法令等の指定から再エネ設備の立地が困難、または
重大な環境影響や災害発生が懸念されるなど、
環境保全を優先し、**導入を抑制するエリア**

保全エリア設定の方針

太陽光（小規模）	・国基準で「促進区域に含めない」とされている区域
太陽光（中・大規模）	・道基準で「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とされている区域のうち、
風力（小型）	砂防指定地※1、地すべり防止区域※1、ぼた山崩壊防止区域※1、急傾斜地崩壊危険区域※2、保護林、植生自然度10、世界自然遺産、国立公園の特別地域、普通地域で植生自然度8・9・10の地域、国指定重要文化財、北海道指定史跡名勝天然記念物、農用地区域内農地
水力（小水力）	
地熱（バイナリー）	
地熱（フラッシュ）	上記の区域を、 保全エリアに設定
再エネ熱（温泉熱）	※1：太陽光（小規模）、小水力、地熱を除く（大規模な土地改変が見込まれないため） ※2：太陽光（小規模）を除く（土地改変が見込まれないため）

3. 羅臼町の環境配慮事項

羅臼町の環境配慮事項

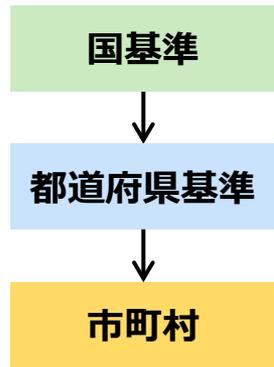
羅臼町の環境配慮事項	
自然環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 風車を設置する場合は、バードストライクの懸念が生じない機種を選定する等、ランディングする希少猛禽類への影響に十分配慮すること。 ✓ シマフクロウの生息環境や河川環境の保全のため、「北海道における河畔林の生態学的機能の維持に必要な河畔林幅の基準値」である河畔より30mの範囲の森林伐採を伴う開発は控えること。 ✓ 世界自然遺産地域及びその周辺の景観保全のため、主要道路沿いでの開発は控えること。ただし、既存施設を活用する場合やごく小規模な場合、遮蔽等により十分な景観配慮が行われる場合は除く。
開発行為に伴う配慮	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 工事に当たっては、猛禽類をはじめとした希少な動植物の生息・生育、サケマスの遡上、ウニ漁や昆布漁への環境配慮を行うこと。 ✓ 規模の大きい工事や河川や海岸周辺での工事等、これらへの影響が懸念される場合には、事前に工法、工事の時期、環境配慮の方針について、羅臼町、羅臼漁業協同組合又は環境省羅臼自然保護官事務所等に相談をすること。 ✓ 影響が懸念される場合には、希少猛禽類の繁殖期（2月～7月）、サケマスの遡上時期（10～11月）を避けること。シマフクロウへの環境配慮として、日没前に工事を切り上げること。
文化的資源への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1ha以上の開発は、文化財有無に関わらず特定開発に分類されるため、開発許可のために町に事前協議を申し入れること。 ✓ 埋蔵文化財包蔵地は新たな発見が続いているため、最新情報の把握に留意すること。

4. 參考資料

ゾーニング事業の概要

- 促進区域の設定に当たっては、市町村は、**国や都道府県が設定する環境配慮の基準に従って、地域の自然的社会的条件に応じて環境保全の適正な配慮が確保されるよう所要の検討を行うことが必要**（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）より）

エリア設定の方法



実施すべき事項	実施主体	実施すべき事項のイメージ		
<p>1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令) 国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。</p>	国	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
<p>2. 都道府県の環境配慮基準の設定 都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。</p>	都道府県	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
<p>3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定 市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。</p>	市町村	<p>＜地方公共団体実行計画＞ 促進区域・地域の環境の保全のための取組等</p> <p>・協議会等の協議</p>		
<p>4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定 事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。</p>	事業者	<p>＜地域脱炭素化促進事業計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の脱炭素化のための取組 地域の環境の保全のための取組 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 		
<p>5. 地域脱炭素化促進事業計画の認定 事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。</p>	市町村	<p>・協議会等での協議 ・ワンストップ化の特例 ・アセス配慮書省略</p>		

出典：環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）

国の環境配慮基準（促進区域設定に係る環境省令）

国Ⅰ： 促進区域に含めない区域

- ✓ 市町村が一律に促進区域に含めないこととする区域。
- ✓ 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、**当該区域内においては地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めないこととしている区域**を定めている。

区域	環境法令
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	自然環境保全法
国立公園・国定公園の特別保護地区・海域公園地区 国立公園・国定公園の第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）	自然公園法
国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
生息地等保護区のうち管理地区	種の保存法

国の環境配慮基準（促進区域設定に係る環境省令）

羅臼町の区分

国Ⅰ： 促進区域に含めない区域

- ✓ 市町村が一律に促進区域に含めないこととする区域。
- ✓ 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、当該区域内においては地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めないこととしている区域を定めている。

保全	環境法令
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	自然環境保全法
国立公園・国定公園の特別保護地区・海域公園地区 国立公園・国定公園の第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）	自然公園法
国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
生息地等保護区のうち管理地区	種の保存法

→すべて保全エリアに設定

国の環境配慮基準（促進区域設定に係る環境省令）

国Ⅱ： 促進区域の設定に当たり考慮が 必要な区域・事項

- ✓ 促進区域に含めないこととするとまでは言えないものの**環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な区域**や、**性質上環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な事項**
- ✓ 市町村が促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項については、既存情報を収集し、支障のおそれの有無・程度を踏まえ、促進区域に含めるかどうかを検討（協議会がある場合には協議会も活用）する必要がある

区域	環境法令
国立公園及び国定公園の①（イ）以外の区域	自然公園法
生息地等保護区の監視地区	種の保存法
砂防指定地	砂防法
地すべり防止区域	地すべり防止法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
保安林（航行目標保安林を除く。）	森林法
国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
騒音その他の生活環境への支障	—

国の環境配慮基準（促進区域設定に係る環境省令）

国Ⅲ： その他市町村が考慮すべき事項について

- ✓ 市町村が促進区域を設定するに当たっては、国の促進区域設定に係る環境省令、都道府県基準に基づくことが必要であるほか、これらの基準に定める事項以外についても、環境保全の観点から考慮することが望ましい事項や、社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して、促進区域を設定することが肝要である
- ✓ これらの市町村が考慮すべき事項の考え方については、適時適切な情報のアップデートや見直しを行うことも重要である

考慮すべき事項	区域名
環境保全の観点から考慮することが望ましい事項	世界自然遺産、ラムサール条約湿地、国指定鳥獣保護区（環境省令で定める特別保護地区を除く）、レッドリスト掲載種、生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）、生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）自然再生の対象となる区域、保護林、緑の回廊、史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観、風致地区、特別緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、自然共生サイト、環境保全の観点から配慮することが望ましい事項を示す都道府県独自制度（条例等）
社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項	河川区域、土砂災害警戒区域等、保安林のうち航行目標保安林、保安林予定森林等、世界文化遺産、優良農地、港湾、航空施設、気象レーダー、防衛施設、文化財（史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観以外のもの）、社会的配慮の観点から考慮することが望ましい都道府県独自制度（条例等）

道の環境配慮基準

道 I :
促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

- ✓ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」
- ✓ **市町村は、これらの区域を促進区域に設定することはできません**

環境配慮事項	区域名
土地の安定性への影響	砂防指定地、地すべり防止区域、ぼた山崩壊防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害（特別）警戒区域、災害危険区域、保安林、保安林予定森林、地域森林計画対象森林、河川区域
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区（離島は特別保護地区のみ）、道指定鳥獣保護区（離島は特別保護地区のみ）、生息地等保護区、保護林、IBA（市街地を除く）
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区、保護林、植生自然度10の区域
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域、学術自然保護地区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域、国立公園及び国定公園の自然公園法普通地域で植生自然度8・9・10の地域、北海道立自然公園の特別地域、北海道立自然公園の普通地域で北海道立自然公園条例植生自然度8・9・10の地域、自然景観保護地区
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域、世界文化遺産、国指定重要文化財、国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）、北海道指定有形文化財、北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）、市街化調整区域、農用地区域内農地、甲種農地、海岸保全区域

道 I :
促進区域に含めることが適切でない
と認められる区域

- ✓ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」
- ✓ 市町村は、これらの区域を促進区域に設定することはできません

環境配慮事項	保全	調整
土地の安定性への影響	砂防指定地、地すべり防止区域、ぼた山崩壊防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害（特別）警戒区域	保安林、地域森林計画対象森林、河川区域
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	保護林	国指定鳥獣保護区（特別保護地区外）、道指定鳥獣保護区（特別保護地区外）IBA
植物の重要な種及び重要な群落への影響	保護林、植生自然度10の区域	
地域を特徴づける生態系への影響	世界自然遺産	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園の特別地域、国立公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	自然景観保護地区
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	-	
その他北海道が必要と判断するもの	国指定重要文化財、北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限り）、農用地区域内農地	海岸保全区域

道の環境配慮基準

道Ⅱ（1/2）： 促進区域を定めるに当たって考慮 を要する事項（考慮対象事項）

- ✓ 市町村は、累積的影響に考慮した上で、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行う
- ✓ また、これらの考慮対象事項を促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要

環境配慮事項	区域名
水の濁りによる影響	水資源保全地域、水道原水取水地点、公共用水域の水質測定結果、さけますふ化場・養殖場
騒音による生活環境への影響	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）
重要な地形及び地質への影響	重要な地形・地質の状況
土地の安定性への影響	土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、河川保全区域、河川予定地、道路区域、漁港区域、一般公共海岸区域
反射光による生活環境への影響	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区（離島のみ）、道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区（離島のみ）、緑の回廊、保護水面、資源保護水面、重要湿地、動物の分布状況、KBA、IBAの市街地、マリンIBA、レッドリスト掲載種、指定希少野生動植物種
植物の重要な種及び重要な群落への影響	保護水面、資源保護水面、特定植物群落、植生自然度8・9の区域、巨樹・巨木林、レッドリスト掲載種、指定希少野生動植物種

道の環境配慮基準

道Ⅱ（2/2）： 促進区域を定めるに当たって考慮 を要する事項（考慮対象事項）

- ✓ 市町村は、累積的影響に考慮した上で、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行う
- ✓ また、これらの考慮対象事項を促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要

環境配慮事項	区域名
地域を特徴づける生態系への影響	重要湿地、重要里地里山、重要海域、北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原、自然再生の対象となる区域、緑の回廊、KBA、植生自然度8・9の区域
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度7以下の地域、北海道立自然公園の普通地域で植生自然度7以下の地域、ジオパーク、長距離自然歩道、風致地区、景観計画区域、景観重要建造物、景観重要樹木、アイヌの人たちなどの(重要)文化的景観
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	長距離自然歩道、身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）、特別緑地保全地区
その他北海道が必要と判断するもの	公園、下水道、都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）、国指定文化財（重要文化財を除く）、国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）、北海道指定文化財（有形文化財を除く）、北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）、記念保護樹木、形質変更時要届出区域、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域、第1種農地、漁業許可、（各種）漁業権、増殖河川、森林施業を実施・計画している区域、保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）

道の環境配慮基準

道Ⅲ： とくに考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方

- ✓ 「促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項(考慮対象事項)」の参考資料であり、促進区域の設定を検討する際の参考として示しているもの
- ✓ 今後、有用な新規資料が提供可能になった場合や既存資料(EADASを除く)における区域の更新があった場合、また、配慮のための考え方について、調査研究の発展等に伴い、より信憑性の高い科学的知見が報告され、内容が修正された場合においては、道より情報提供する

対象種と生息地タイプ

オジロワシ営巣地（多くは周年生息）	タンチョウ生息地（繁殖地および越冬地）
オジロワシ・オオワシ（非繁殖期）	イヌワシ生息地
チュウヒ営巣地	シマフクロウ営巣地(周年生息)
クマタカ営巣地	イトウ生息地